

教育上の機會を全労働大眾の前に開放し、其の産業的技術水準の向上を圖り社會人、産業人と一との人格完成に努めることは、極めて緊要なことである。茲に於て例へば、年少徒弟のために實業補習教育の義務制を確立し、其の他一般産業人のためには夜間學校系統の完備を圖り、或は失業者に對して適當なる再教育の組織を設立し、かねて夫に必要な施設であらう。而して、之等の施設は、勞働時間の制限、餘暇利用、並年勞働者保護等々の問題と必然關聯を有する所以て、此の際必要なる社會立法に就くを充分考慮すべしである。更に又學校以外の各種社會的機關に亘つて行はる、實業教育施設を獎勵し、之が整備充實の組織化に萬全を期す了と共に、之等社會的機關と學校との聯絡協力を出來

得る限り實惠に与ふことを努力せんばならぬ。

尚實業教育の機能を發揮し、若人は之に關係する有する機關は頗る多く、從て實業教育の全般に亘る改善振興は、到底一有り様の力をして能く云ふを得ず所ではない。斯教育の衝に當る文政當局は、宜しく時代の趨向に鑑み、社會の要求を察知して各機關官員、民間公共團體、產業經濟團體、學校團體、研究機關等との協力提携によつて、學校並に社會の両面に亘る實業教育の全系統を確立し、官民肇つて之が振興に最善の努力を傾注すべきである。

(以下工業教育及び農業教育に関する意見省略)